



平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

原告 豊田 泰史

被告 吉田 益夫

訴え変更申立書 (請求の追加)

平成26年12月 9日

和歌山地方裁判所 民事部ハ2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 太田 達也



同 弁護士 重藤 雅之



標記の事件につき、原告は、下記のとおり請求の趣旨に第3項を追加する。

第1 請求の趣旨 (追加する請求の趣旨)

3 被告は、被告が主宰する和ネットニュース (<http://news.wa-net.net>) における次の記事の全ての情報を削除せよ。

「あすか綜合法律事務所 (和歌山市) の弁護士に対する懲戒請求」

(<http://news.wa-net.net/?p=4803>)

第2 請求の原因 (追加する請求の原因)

追加した請求の趣旨については、被告が自ら記事を掲載したものである。

被告は、和ネット掲示板に同内容のタイトルのスレッドを作成するとともに (請求の趣旨第1の第1項(1))、別紙のとおり、「和ネットニュース」なるサイトにこのような記事を掲載していたことが判明した。

そこで、本件各記事と併せて削除を求めるものである。

以上

交通事故に強い 厳選された弁護士を選べる

都道府県別 交通事故に強い弁護士一覧

交通事故弁護士ナビ

« 国境なき医師団(MSF)日本 南スーダン 戦火の
医療活動 2/28

橋本市「トリプル選挙」の道程(11) 市長候補の
対決(集会と討論会) 2/28 »

あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求

本日(2月28日)、和歌山弁護士会に下記のアドレスの懲戒請求書を提出し受け付けていただきました。

なぜ、当方が懲戒請求を出したかという、平成26年2月19日付(有)銀徳及び吉村公俊代理人 あすか綜合法律事務所 豊田 泰史弁護士、太田 達也弁護士、重藤 雅之弁護士 発行の当方宛の通知書の要求が当方を罪に陥れるのか、それとも理由のない民事訴訟を起こそうとしているのかという疑念を持たせる内容であったからです。

要求はスレッドの削除依頼ですが、これに関しても、対象のURL、投稿番号も入っておらず、投稿者の著作権を侵害しろと受け取らざる得ないことになっています。

当方が対象であろうと推定したスレッドは下記二つです。

有限会社銀徳吉村公俊って何者？

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447&sty=1&num=150>

有限会社銀徳吉村公俊って何者？

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446&sty=1&num=150>

特に最初のスレッドに関しては、平成26年2月19日付(有)銀徳及び吉村公俊代理人 あすか綜合法律事務所 豊田 泰史弁護士、太田 達也弁護士、重藤 雅之弁護士 発行の当方宛の通知書を公開したところ、今日現在で、22あった投稿のうち11の投稿が、投稿者削除というすさまじいことになっています。これは、和歌山地方検察庁に刑事告訴を行っている文面に脅された結果とも言えると思われます。

まさに言論弾圧のような格好になっています。

こういうを正義を守るという弁護士がやっていい行為かということか？というのも言外に含めた懲戒請求となっています。

この懲戒請求書については下記のアドレスで閲覧できます。

<http://www.wa-net.net/userarea/wky/misc/choukai/choukai2-28.pdf>

経緯については、下記のアドレスのスレッド、ページにて公開しています。

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469&sty=1&num=1999>

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=68>

2月 28th, 2014 | カテゴリー [和歌山市](#), [和歌山県全般](#)